

大和市公告第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和42年12月16日第271号で位置の指定をした道路を次のとおり一部廃止した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月24日

大和市長 大 木 哲

指 定 年 月 日	指定番号	指定した道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)	申 請 者
平成29年 2月23日	大和市指令 (建指位指) 第28-6号	(一部廃止前) 大和市西鶴間二丁目 3402番69、15 6及び216の各一 部並びに70	4.00	42.55	大和市下鶴間 1941番地1 長谷川 賢太郎
		(一部廃止後) 大和市西鶴間二丁目 3402番69の一 部及び70	4.00	33.50	